

令和3年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年7月5日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推19	平野 秀正						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推18 坂本 修

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	松倉 司	参事	安田志津子
主任	大原 三和						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
第27号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
第30号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第17号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第18号 農地の形状変更届について
第19号 許可不要転用届について
第20号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから開始いたします。

本日は農業委員総数19名、皆様の御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員、総勢18名のうち18番坂本推進委員から欠席の届け出があっており、3番松本推進委員が、ただいま遅れて到着するという連絡が入りましたので、出席予定でございます。

それでは、この時点で開始させていただきます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和3年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。久しぶりに農業委員、推進委員の皆さん全員がそろい、その中で残念ながら1人欠席ではございますけれども、久々になんか会議の議場が非常ににぎわって感じます。やっぱりみんなそろうと大変うれしいものでございまして、皆さんも田植えなどもほとんど大体終わりに近づいていると思いますけれども、圃場のほうもかなり青みを帯びてきているように思います。このまま先ほども話しておりましたけれども、あんまり大雨なんかも要らないような状況でございますので、今後の農作業を十分頑張ってくださいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、本日はこの体制での最後の総会となります。また、最後のその他の部分で、皆さんと親しくお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、このまま最後の総会に入りたいと思っております。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 議事進行にあたりましては、着席をもって進行させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議案は、議第26号から第30号までの51件、それから報告第17号から報告第20号までの20件を提案しております。どうか慎重なる御審議をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員は、2番の鶴田委員と3番の赤松委員をお願いいたします。また、発言の際には委員番号、また推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。

また、採決の際は農業委員のみの挙手をお願いいたします。

4. 議 事

○議長（永田知博君） 始めに、議第26号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第26号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、河崎と岩崎の申請人で、河崎の田201㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

2番、玉名郡南関町と中坂門田の申請人で、南坂門田の畑1,145㎡外6筆、計5,238㎡を贈与するものです。

3番、福岡県みやま市と玉名郡南関町の申請人で、箱谷の畑3,889㎡外4筆、計13,216㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、福岡県みやま市と玉名郡南関町の申請人で、箱谷の畑6,986㎡外2筆、計14,910㎡を耕作不便と経営拡張のため売買するものです。

5番、福岡県宗像市と岱明町の申請人で、岱明町古閑の田1,266㎡を耕作不便と経営拡張のため売買するものです。報告第17号14番と関連しております。

6番、荒尾市と岱明町の申請人で、岱明町西照寺の畑634㎡を高齢によることと隣接地取得のため売買するものです。

7番、荒尾市と菊池郡菊陽町の申請人で、岱明町西照寺の畑602㎡を高齢によることと経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、横島町の申請人で、横島町横島の畑611㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9番、田崎と横島町の申請人で、横島町横島の田470㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上9件、合計37,148㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

去る6月30日及び7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

御審議の程、よろしくお願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番から9番まで、順次担当委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地取得で下限面積も満たしており問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番どうぞ。

○推6番（森川正志君） 推進委員6番、森川です。2番の案件について説明いたします。

先だってですね、この問題は新規就農手続きも取られました。まだまだ自分は年齢だからと言われるけど、まだ元気バリバリで何も問題なく、作られている作物がですね、水稻はともかく山の畑でトマトとラッキョウを作るそうです。それで、自分で一生懸命思とんなはるもんだけん、特に問題ないと思います。農業委員同道で、現地も見てきました。別に問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、4番、続けてお願いいたします。

○8番（船津和利君） 農業委員8番、船津です。3番、4番続けて説明いたします。

まず3番につきまして、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何ら問題ないと思います。

4番について、これも同じ人の譲受人ですけれども、譲渡人は耕作不便と譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、5、6、7まで続けてお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、農業委員の福田です。5番から7番について説明いたします。

まず最初に5番ですが、譲渡人は福岡に住んでいて耕作不便ということ、それから、譲受人は経営拡張であります。下限面積も満たしており、許可相当と判断しております。

続きまして、6番について説明いたします。譲渡人は高齢であること、それから譲受人は隣接地取得であります。台帳と現状は畑となっておりますけれども、現地確認では、実際は竹藪になっており、これを切り開いて野菜を作るそうです。下限面積も満たしております、許可相当と判断しております。

続きまして7番ですが、譲渡人は高齢であること、それから譲受人は経営拡張であります。この土地は先ほどの6番と隣接していて、台帳と現状は畑となっておりますけれども、実情は竹林という状態でありました。竹を切り開いて野菜を作るそうです。下限面積も満たしております、許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

5、6、7と説明していただきました。

それでは、続きまして8番、9番、続けてどうぞ。

○16番（島村秀敏君） 16番、農業委員の島村です。8番、9番の議案につきまして御説明いたします。

まず8番でございます。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題はないかと思えます。

続きまして、9番の議案につきまして説明いたします。

譲渡人は労力不足、それから譲受人は経営拡張ということで、下限面積も十分満たしているわけでございますので、問題ないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

これで受付番号1番から9番までの担当者の委員の説明が終わりました。ここで何か皆さんより御意見、御質問はございせんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので採決に移ります。

議第26号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第26号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第27号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第27号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地点用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑320㎡で、転用目的は個人住宅で、備考欄の理由により計画変更するものです。議第29号4番と関連しております。

2番、申請物件が築地の畑315㎡で、転用目的は貸駐車場で、備考欄に記載の理由により計画変更するものです。議第29号5番と関連しております。

以上2件、635㎡を御提案しております。去る7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番から2番まで、担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。1番と2番は当初計画者が同一人物で、備考欄にあるように昭和60年11月1日許可後の計画が、同僚の連帯保証人となり債務を貸住宅建設資金で行ったために計画を断念するに至り、継承者を探していたところ、今回親子で個人住宅と貸駐車場として利用するための申請ですので、何ら問題なく、許可相当と思います。なお、事業計画は、議第29号の4番と5番で説明いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので採決に移ります。

議第27号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案のとおり承認すること異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第27号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第28号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第28号は、受付番号1番について顛末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より顛末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第28号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が滑石の畑96㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が中坂門田の畑120㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、216㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月30日及び7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、受付番号1番の顛末書を事務局担当の松倉係長が読み上げます。

よろしく願いいたします。

○係長（松倉 司君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま受付番号1番の顛末書が読み上げられましたので、次に、受付番号1番から2番まで、担当委員の説明をお願いいたします。1番からどうぞ。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番植野です。案件1を説明します。

この案件は顛末書付きです。事務局からの説明のとおりです。申請は宅地拡張です。現地調査の結果、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番どうぞ。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。2番の件について説明いたします。

転用目的は農家住宅です。場所は208号線田崎交差点から北坂門田方面に入り、中坂門田に抜けた2kmほど行ったところです。事業面積は380㎡となっておりますが、うち転用される農地の面積は120㎡です。専用住宅の面積は132㎡となっております。給排水計画ですが、給水は玉名市上水道に接続、雨水、生活雑排水、汚水は、雨水は雨水浸透枿、生活雑排水、汚水は施設内東側に設置した合併浄化槽で処理後、東側側溝に放流とのこと。被害防除計画ですが、東側は申請者本人の現宅地になっているため被害の恐れはなし、北側、西側、南側は土留めをし、隣

接地への土砂の流出を防止するとのことです。万が一周囲に被害をおよぼした場合は、申請者が対応するとのことです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので採決に移ります。

議第28号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第28号については、許可することに決定をいたしました。

次に、議第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第29号では、受付番号7番に顛末書が、また9番、10番にそれぞれ始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より顛末書と始末書を読み上げます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第29号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田494㎡で、転用目的は貸駐車場23台分です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑928㎡外1筆、計1,096㎡で、転用目的は駐車場です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑536㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、上下水管等が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の畑320㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほ

かに適当な場所がないものと判断しております。議第27号1番と関連しております。

5番、申請物件が築地の畑315㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第27号2番と関連しております。

6番、申請物件が岱明町西照寺の田54㎡外1筆、計534㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町山下の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町高道の田547㎡外1筆、計1,059㎡で、転用目的は建売住宅3戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が天水町尾田の田101㎡で、転用目的は倉庫です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。議第29号10番と関連しております。

10番、申請物件が天水町尾田の田103㎡で、転用目的は貸倉庫です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。議第29号9番と関連しております。

11番、申請物件が天水町立花の田423㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上11件、合計5,480㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月30日及び7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から6番まで順次担当委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

場所は鮮ど市場の南西100mぐらいの位置です。事業目的は貸駐車場23台分、転用面積は492㎡です。申請地は、北側に市道が通っており、周囲には店舗、住宅地があり、貸駐車場として需要が見込まれること及び市道に接しており利便性もよい。給排水計画は、給水はなし、雑排水もありません。雨水は自然浸透。

申請地は、周囲両方の土地が同じ高さで、平坦な形状なので造成工事を行うことはない。貸駐車場として整地し、砕石を敷き、駐車スペースを位置するロープを地面に設置する。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、2、3、4、5番までよろしく願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は隣接する宗教法人の代表役員で、今回寺院の参拝者用の駐車場が不足しているので、これを解消するための申請です。場所は寺院の北東隣で、周りは宅地化された一画です。駐車場ですので周りをブロックで囲み、10から20cmぐらい盛土をして整地し、砕石敷きだそうです。駐車場ですので給排水はなく、雨水は自然浸透です。駐車スペースは35台分だそうです。

被害防除計画は発生しないように工事を進める、万一発生した場合は責任を持って対応するとのことで、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、3番の案件について。申請人は現在山鹿市で生活しているが、利便性のよい本地に個人住宅を建設するための申請です。場所はナフコ玉名店の南側約200mぐらいのところで、北側と南側は宅地、西側と東側は道路といったところで、造成はなく、整地程度です。建物は木造平屋建てで、給排水は西側道路内の上下水道を利用します。雨水は浸透枳を設けて、オーバー分は西側道路の側溝へ接続放流、被害防除計画は、被害が発生した場合は、責任を持って対応するとのことで、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の案件、申請人はアパート住まいで、個人住宅建築を考えていたところ、親の家の近所に適当な土地が見つかったための申請です。場所はベスト電器玉名店、北西200mぐらいのところで、東側と西側3分の2は宅地です。北

側は里道を挟んで農地、南側は次の案件に出てくる駐車場です。西側3分の1は位置指定道路です。造成はなく、建物は木造平屋建てです。給排水は位置指定道路内の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設置し、自然浸透を図り、オーバー分は西側道路側溝へ接続放流、北側の農地の方には説明、了承済みだそうで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして5番の案件、申請人は自動車販売整備業を営んでおり、会社の車両置き場が不足するための申請です。場所は、先ほどの4番の案件と同じベスト電器玉名店北北西200mぐらいのところで、南側は本人の自宅と、北側は4番で説明した土地、東側は宅地、西側は道路といったところで、造成は済んでいるので砂利を敷くくらいだそうです。駐車場なので給排水はなく、雨水は自然浸透を図りオーバー分は西側の道路側溝へ接続放流、被害防除対策は、発生した場合は申請人が責任を持って対応するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

2番から5番までただいま担当委員の説明が終わりました。

それでは、6番、福田委員、よろしく願いいたします。

○11番（福田友明君） はい、11番、農業委員の福田です。6番について説明いたします。

場所は西照寺ですが、雲雀丘住宅の入り口近くに位置しております。転用目的ですが、譲受人は現在、市営住宅に住んでおられますけれども、子どもたちが大きくなるにつれて手狭になってきたため、保育園、それから小学校、介護施設、それから病院などを考えて本件の土地を選択されたそうです。転用面積は534㎡です。木造2階建てで、1階が76㎡、2階が42㎡で、駐車場が2台分だそうです。

給排水計画ですが、上水は北西の道路に上水道が通っておりますので、市水を利用するということになります。それから雨水、生活雑排水ですが、雨水は敷地内の自然浸透のほか、集水桝を設け、南側の側溝に放流するということでありました。生活雑排水、それから汚水につきましては、南側の下水道に接続し、施設を利用するということです。

被害防除計画ですが、申請地は北側が山林、東側が田、南側と西側を道路に囲まれております。申請地は、南側の道路より1mぐらい低いため、道路と同じ高さまで盛土し、それから砂利を敷くそうです。それに伴いまして、東側境界との間に土留め工事が行われます。土留め工事を行いますので、周辺等の砂利の流出、それから碎石、崩壊などの危険はないと思われまます。工事にあたりまして、周囲に迷惑を

かけないようにするとのこと、それから近傍農地への影響はないと思われそうですけれども、被害がでた場合は、責任を持って対応をするということでありました。調査の結果、許可相当と判断いたしております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から6番まで担当委員の説明が終わりました。

それでは、受付番号7番の顛末書を事務局の松倉係長より読み上げます。

よろしくどうぞ。

○係長（松倉 司君） — 7番の案件について顛末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、受付番号7番の顛末書が読み上げられましたので、7番と8番の説明を担当の委員の方、お願いいたします。

7番からどうぞ。

○推12番（西分幸夫君） 推進委員12番の西分です。7番の案件について御説明いたします。

本案件は、使用貸人の娘婿さんが使用貸人の田を利用して個人住宅を建設するための申請であります。ただいま顛末書にありましたとおり、地目は田になっておりますけれども、既に埋め立てられたような状態になっております。予定地の東西はそれぞれ使用貸人の農地になっておりまして、これも若干荒れておりますが、今、埋め立てであるその土によって、東側の田をですね、19ページに申請がでておりますけれども、形状変更してその土によって形状変更するというか埋め立てして、そのあとに住宅を建てるといような状況です。南北は、南側は山、山といひますか雑木林ですね。北側は水路を挟んで道路になっております。

したがって、この個人住宅の建設にあたって気になりますところは、その水路に泥がですね、入り込まないかという点だけが気になるところでしたけれども、この点につきましては、ブロックで確実に泥を落ちないようにするというようなところを確認いたしましたので、本案件について現地調査の結果としましては、許可相当と判定いたしております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは8番、よろしくお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番、中島です。8番の案件について説明いたします。

場所は滑石と高道の境なんですけど、中島区にある神社の右前、海のほうを見て

右前、目的は3戸とも木造平屋の建売住宅です。北側には下水道が埋設されてある市道があります。東側は水田、南側と西側は一部を除き住宅が建っています。進入するために市道と同じ高さに約30cmほど盛土をされます。東側と南側の一部に接続される水田には、土の流出を止めるためにブロック塀を設置されます。3戸とも給水、生活雑排水、汚水は北側の市道の上下水道に接続され使用されます。雨水については雨水浸透枳を設置し、オーバーフロー分は市道の側溝に放流されます。

ここで1つ問題がありますのは、市道に沿って東側に水田の用水路が設けてあります。これは用水専用のU字溝であり、自家用車や工事用のトラックの進入するにはちょっともろすぎるということを考えまして、東側の水田耕作者と話し合いをしていただき、蓋もなんもないオープンなU字溝だったので、パイプするか、ちょっと下げて蓋が付くU字溝を作るのか、水田耕作者とよく話し合いをして検討してくださいということをお願いしました。そのほかは問題ないものと思いました。審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

7番、8番につきまして担当委員の説明が終わりました。

次に、受付番号9番、10番は関連がございまして、それぞれの始末書を併せて事務局、松倉係長より読み上げます。よろしくお願いたします。

○係長（松倉 司君） — 9番、10番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま受付番号9番、10番の始末書が読み上げられました。引き続き、受付番号9番から11番まで、順次担当委員の説明をお願いいたします。

それでは、9番からどうぞ。

○推17番（中山一久君） 推進委員17番、中山です。場所は天水町尾田丸池の南側100mぐらいの付近です。土地の選定理由、事業計画者は電気工事を営む会社である。今般、電気工事業の資材である電線等の保管のための倉庫が必要となり、建設用地を探していたところ、会社本店の隣接地である代表取締役の妻所有の本件土地を倉庫建設用地と選定し、使用貸借することで同意を得ています。給水方法はなしで、排水方法は雨水のみで、自然浸透とする。被害防除計画、造成中の被害防除方策は、周囲を必要最小限のブロック擁壁で囲み、土砂の流出、堆積、崩壊へ対応する。

以上です。

10番を説明します。

事業計画者は電気工事を営む会社の代表取締役の妻であり、今般、会社の電線等

の保管のための倉庫が必要となり、建設用地を探していたところ、本件用地は会社の隣接地であり、譲受人の所有する隣接地と併せて空き倉庫用として適していると思い選定し、所有者の同意を得たので、譲受人名義で贈与により取得し、会社へ倉庫建設用地として使用貸借する。なお、使用貸借契約は許可後に結ぶものとする。これも排水計画、給水方法はなしです。排水方法、雨水のみが自然浸透とする。現地調査の結果、何も問題ないと思います。審議の程、よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

9番、10番と説明をいただきました。

それでは、11番をどうぞ。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。11番の案件について説明します。

申請人は現在実家に住んでいますが、家族が増えて居住スペースが不足するため、現在の家の西の下のほう、数百メートルのこの申請地に住宅を新築するものです。この土地は南側と西側は宅地、北側はみかん畑ですが、既にL型擁壁に囲まれています。このため土砂の流出等の問題はありません。東側は水路を挟んで道に面しています。許可は既に取りつてありますが、水路にコンクリートの蓋をして、こちらが進入口になります。給水はボーリング施設を設置して使用、雨水は自然浸透、オーバー分は東側水路に流出、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して、同様に東側水路に流します。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

これで受付番号1番から11番まで、全ての担当委員の説明が終わりました。ここで何か皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第29号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第29号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第30号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第30号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

10ページから11ページまでの総括表、12ページから14ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が4件8,754㎡、利用権設定が22件、54,714㎡、合計26件、63,468㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので採決に移ります。

議第30号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第30号については、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告に移ります。報告第17号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第18号農地の形状変更届について、報告第19号許可不要転用届について、報告第20号許可申請の取下げについて、事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。15ページをお願いします。

報告第17号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回15ページから18ページまでの15件、合計41,018㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、19ページをお願いします。

報告第18号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、2件、2,056㎡の届出を受理しております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

報告第19号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、農道とするための1件、及びぶどうの直売所及び倉庫とするためとする1件、計2件を農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に該当することから、許可不要転用届を受理しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

報告第20号許可申請の取下げについて。下記のとおり許可申請後に取下げの届出があったので報告します。令和3年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

令和3年4月12日、農地法第3条所有権移転許可申請につきまして、取下げ理由欄記載のとおり申請取下げの届出がありましたので、報告します。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。

全体的に何か皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、本日本日の議案審議と報告はここで終わりいたします。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） 引き続きまして、その他の項目に入ります。

事務局より、よろしくをお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。

これまでですね、下限面積の件なんですけれども、委員の皆様方には3条許可申請にかかります下限面積の変更について、数回にわたって議論していただきました。この中で、5反を維持するべきとか、3反ぐらいまで下げてもいいとか、あと、人・農地プランを参照しなくてもいいのかどうかとか、地域や環境で変えるほうがよいとか、あるいは、農地付き空き家の場合は少ない面積で認めるべきなど、様々な御意見を賜りました。

このように多岐にわたる視点からの改正はなかなかスムーズに進められるものではありませんで、今期での最終決定には至りませんでした。ですが、空き家バンクに登録をされた農地付き空き家については、農地部分が1a以下でも認めようということで、皆様の御了承を得たところがございます。今後は、この部分については

規則等の整備を図って、なるべく早い運用が可能となるよう事務手続きを進めていきたいと思っております。

また、その他の下限面積については、貸し借りの場合に限って少ない面積でも変更可とするなど、新たな提案もでてきておりますので、農地をしっかりと守っていくことを念頭に、次の農業委員の、それから推進委員の皆様につないで進めていきたいと考えております。どうぞ御理解をお願いいたします。

本日までいろいろとありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで最後のちょっと私も御挨拶をさせていただきたいと思います。

平成18年の8月から5期15年、農業委員の役をさせていただきました。そして4期目から5期目、2期6年、会長という大役を仰せつかりまして、一生懸命頑張ったつもりではございますけれども、皆さんのいろんな御指導、御鞭撻のおかげで、今日までこのようにして務めさせていただきました。

実際申し上げますと、7月31日に県の会議が入っておりまして、いよいよ本当の最後が今月の31日でございます。それまではちゃんと務めさせていただきますので、これから皆さんまた個人個人いろんなところでお会いすると思っておりますけれども、末永くよろしく願いいたします。

本当にお一人お一人に握手してまわりたいというぐらいのありがたく感謝しております。本当に皆さんありがとうございました。この15年間のうち農業委員会の総会に私は1回も欠席したことがございませんので、これだけが自慢でございます。

どうも本当に長いことお世話になりました。ありがとうございました。

最後になりますけれども、本当は歓送迎会とかお別れ会とかいろいろしたいのは山々なんですけれども、ご承知のとおり、コロナの影響でやっぱり人数が多ございますので、なかなか可能じゃないと結論づけまして、今回はそういう会場を設けませんでした。また何かあったときは、ひとつ一緒に杯でも酌み交わしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、これをもちまして令和3年第7回の農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる御審議まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時7分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年7月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 鶴田 克士

農 業 委 員 赤松 繁之